

企業会計基準公開草案第 34 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

・企業会計基準公開草案第 34 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」
（平成 21 年 5 月 26 日）

2. コメント募集期間

平成 21 年 5 月 26 日～平成 21 年 6 月 8 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」
（平成●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	あずさ監査法人
CL02	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
総論			
1. 継続企業の前提	継続企業の前提については経営者の開示を前提とした制度であることから、継続企業の前提に関する会計基準を開発することが望まれる。		
各論			
1. 四半期における継続企業の前提の取扱いについて	<p>四半期会計基準（案）における「対応策」として求められる内容を具体的に記載することにより、従来の四半期基準との関係を明確にしていきたい。</p> <p>（理由）年度においては、改正前と比べ緩和された扱いとされたことにより、四半期においても年度と同じ扱いとすることも理解できるものの、改正された年度の基準において求められる「対応策」が従来の四半期基準で規定されている「経営者の対応」と全く同義であるかどうかは必ずしも明確ではなく、また年度の取り扱いは、まだ実務的な対応が確立している状況とは言いがたいものと考えられる。</p>		
2. 注記事項の記載	<p>四半期財務諸表等規則（案）においては、会計基準案 19 項及び 60 項で求められる注記すべき内容以外に、「当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」及び「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」の開示が求められている。</p> <p>会計基準においては、詳細な開示項目を定めないということも考えられなくはないが、「内容等」の記載では、必要な注記項目が明確ではないことから、正確に必要な注記内容を記載するべきと考える。</p> <p>また、四半期においては、継続企業の前提に関する、経営者の評価期間と対応策の期間が異なるケースが想定されている。このため、継続企業の前提に重要な不確実性が認められるとして注記対象としたことを明瞭に開示する観点から、評価期間と対応策の関係について開示すべき内容を明確にすることを検討していきたい。</p>		

審議事項（２）－１

論点の項目	コメントの概要	No	コメントへの対応（案）
3. 年度財務諸表の取扱いとの比較について	<p>会計基準案60項について「このため、四半期財務諸表の作成においても、<u>経営者に対し</u>、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、継続企業の前提に関する<u>重要な不確実性</u>が認められる場合に、その旨及びその内容等に関する注記を求めることとした。」とした方が適当と考える。</p> <p>（理由） 会計基準は作成者側が財務諸表を作成する際の基準となるものであるが、「年度の財務諸表の取扱いを踏まえ」という表現は、監査とレビューの保証水準が同じものと捉えられる恐れがあることから、経営者が作成する際の規定であることを明確にすべきである。</p>		

以上